

Ⅲ 民衆思想史とは何か — 共同体とナショナルリズム —

色川大吉



一、現代と秩父事件

一 農民一揆の世界と秩父事件

みなさん、こんばんわ！

私のテーマは、昨日森山さんが、ここで二時間だそうですが、大熱弁というか大議論を展開した、日本の民衆史における共同体と個の問題、それを先程少し森山軍治郎さんから主旨をお聞きして、非常に私と重なる面がありますけども、それを発展させるなどということはできませんので、それと相似た問題を私なりの視角から述べて、それが結局として、結局としてというのは、その後五十年くらい、日本ナシヨナリズムの中に抱き取られていく構造、そういうものがすでに日本の民衆闘争それ自体の中にあつたと、あるいは、民衆思想の中にあつたということを申し上げたいと思うわけです。したがって、結論の方は、抱き取られていく過程というのは敗北の過程ですから、そう勇

しいことにならないと思うのですが、いろいろ後で、質疑、討論の際、みなさんの率直な感想を聞かせていただきたいのです。時間はだいたい一時間半、といっても二時間にならないようにやりま

す。
まず、秩父事件そのものが、どうも井出孫六さん森山軍治郎さんのお話しを聞きましても、概要そのものはあまり説明されていないようですね。もちろん歴史の専攻の人とか、井上幸治さんの名著、『秩父事件』をお読みの人は、もうおわかりかと思いますが、ここにいらつしやる方必ずしも、おわかりでないと思うので、少し概略を話のつじつまが合うように説明しておきます。

今から九十一年前、一八八四年、明治十七年十月三十一日に秩父で起こった農民の、日本近代史、民衆史上最大の暴動です。これはもう、「暴動」と僕は堂々と呼ぶわけです。あれは暴動でなくて、単なる事件だなんていうのは誤魔化しであって、まさに当時の民衆もそう受けとめ、国家権力もそういう脅威として感じた暴動であるわけです。

これは、日本の人民が長い間、例えばあの太閤検地以降、刀狩りをやられ、武器を奪取されて、裸同様の状態がながく続いておった、その歴史にもかかわらず、いくたびか民衆の抵抗は行なわれました。例えば百姓一揆、あるいは世直し。しかし、注意していただきたいのは、江戸時代における百姓一揆の伝統では、武器を持って役人に抗するというようなことは、あまりなかったわけですから直にいつて、竹槍を持ったのは幕末です。江戸時代の三千件近い農民騒擾の中で、竹槍を持って、

幕軍と、あるいは藩の正規軍と武闘したというのは、いよいよ最後の段階、江戸時代の末期になつてからであつて、それまでは、ほとんどが、哀訴、嘆願、あるいは集団的な陳情、あるいは村ごと逃散逃げ散するといつて逃げ散つてしまふ。嘆願↓徒党逃散型の抵抗というのが基本であります。

そして、百姓一揆が暴力を行使する場合、相手はほとんどが高利貸、あるいは藩主の手代である代官、ともにこれらは悪徳な人間、唾棄すべき腐敗した人間であり、こういうものに対して正義の制裁―暴力を振つたのであつて、幕府や藩の正規軍に対して、公然とですね、暴力をもって抵抗するという思想は、百姓一揆の伝統の中にはほとんどなかったのです。ただ、個々の思想家の中にはあります。あるいはリーダーの中にもあります。もちろん百姓一揆、または世直しの暴動における最高段階―クライマックスにおいては、そういった嘆願的なものや乗り越えて直接実力行動をやつた。しかしそれは、百姓一揆の世界観、あるいは農民騒擾の世界観として、一定の確固たる信念といふところまで高まったものではなかった。もし高まっていたら、明治維新は、あのような懦弱なかたちで終わらなかつたのです。そういうことを、まず前提として踏まえておいてください。

つまり、日本の人民の、農民の歴史の中で、本当の意味ですね、官に真正面から抵抗し、正規の軍隊に対して、政府が派遣した正規軍に対して、組織した武装力をもって抵抗したのは、秩父暴動が最初であります。そしてそれ以後、今日までの間に、そういった民衆自身による真向からの武装闘争というのは絶えてなかつたのです。そういう意味で、秩父事件のもつ意義は非常に大きいのです。ですから、森山さんや、井出さんがいったようにですね、これは現代にも通ずる非常に複雑な

そこでですね、秩父の人たちが、薬局へ行っているんな薬剤を買い集めて、少なくとももかなり長い月日をかけて準備した。そして蹶起の日を待ちに待った。指導者が、とにかく十一月一日では時期が早すぎる、もう三カ月延ばしてほしい、三カ月延ばせば、甲州の困民党、武州の困民党、上州の困民党もいつせいに蜂起に立上ると、だから待つてほしいと、何度も何度も説得したにもかかわらず、農民はそれを許さなかったのです。さらに井上伝蔵、田代栄助、その他がですね、三カ月待つてくれと説得したんですが、待てないと。もしもなお待てというのなら、われわれは指導部を斬つて、われわれの力で起つところまで追い詰められた。このように人びとは、自発的意志に基づいて下からの止むに止まれぬ力で起ち上がったわけです。だから、この自発性と、今、いまましたような部落共同体を母体とした整然たる組織性と、百姓一揆の思想ではなく、公然とですね、天朝さまの軍隊と真向から撃ち合いをやるからという、こういった思想性をもった蜂起はですが、これは百姓一揆のレベルとは異質である。百姓一揆の伝統、世直しの伝統の上に立つてはいませんが、なおかつ自由民権思想というものを媒介にして、それを吸収し、新しい農民思想として飛躍させたときに、こういった行動を起こし得たと考えるのです。

現代の日本の人民にですね、こういった基本的生活権の上に立った、このように吹っ切れた、昂然たる思想がありますか、いま、皆さんの中にありますか。あまりないじゃないですか。ということとは、秩父事件で打ち出した思想の輝きを、百年後の日本人民が、どれほど越えているかということです。そういう大きな問題を孕んでいるのであります。そこで、このアッセンブリー委員会の諸

君が、秩父事件をテーマに選んだのは、非常に現代的な意義を持っているものと、私は評価するのです。

二 秩父事件の提起した問題

しかしながらですよ、それでは、なぜ、そのような秩父の農民が早期に敗退したか。

革命軍本部は、僅か四日間で解体しています。田代栄助や菊池貫平、あるいは井上伝蔵などが指導しておった本部は、蜂起四日目の十一月四日に、すでに解体している。もちろん、その時は四方八方から官軍が攻め込んできています。

秩父事件は、十月三十一日の夜、まず風布ふうふの村民が銃声を発して、蜂起ののろしを上げた時始まりますが、十一月一日に秩父の上吉田の椋神社むらぎで、二千人ないし三千人くらいの農民が軍隊編成をとげまして、一日の夜から徹夜の行軍をして小鹿野を迂回して、大宮を占領するわけです。そうして、農民が軍事行動を起す過程で、政府軍はおそらく孫六さんがいったように、電信・電話を使いまして、というのは警官隊がですね、すぐ当時の内務卿、すなわち鎮圧総指揮官である山県有朋に急電を発して、憲兵隊の出勤を求めている。一日にはもう憲兵隊が動いているのです。そして、電信を交互に非常にたくさん打つわけですが、その部厚い電信録というのが残っております。

それを見ますと、刻々として農民軍の勢力が増えていき、しかも警官隊が、いたる所で包囲され

たり、逃走したり、撃退されたりしていることが分かる。そこであわててですね、当時東京の近衛師団の旅団長であった乃木希典に、救援の電報を打っているのです。そこで乃木は近衛第三大隊を派遣したわけです。



III-2 「困民軍首領」総理田代栄助のことであろうが、全くの想像画である。(土陽新聞・明治17年11月14日)

これを、東京に近い所からいいますと、埼玉県の東松山に兵を送ってそこから小川町を抜け、粥仁田峠から大宮へ出るコース、これは秩父です、今の太田ではありません。それから、熊谷、ここから春田少佐の率いる一隊は、やはり夜通しの猛行軍をして寄居町へ出て、寄居から荒川沿いに北上し、皆野に集まっていた賊軍をやっつけるというふうな作戦を立ててきます。そしてもう一隊は本庄に出て、そこから寄居に入ろうとする。さらに賊は上州の方から信州へ逃げる可能性があるというので、信州にも、例の孫六さんの故郷、白田の方へ軍隊を回したわけです。甲州へも手を回しております。で、私が現在住んでいる武州の方からは、飯能、名栗川より正丸峠を越えて武甲山を回り、秩父へ出るコースに警官隊を増援している。これはもう正規軍の部隊による本格的な攻略作戦であり、単なる暴動の鎮圧などという生易しいものではありません。そして、こういった八方からの包囲重環の中で、なぜ指導

部が十一月四日という、まだ主力部隊が激戦をやっていない前に潰走したかと、これは大きな問題として残ります。

その原因には、もちろん指導部の思想的脆弱性、それから、さまざまなデマ情報にふりまわされた、すなわち、敵がすぐ目の前に迫っているという誤報などを受け入れてしまうという不利な条件もありましょう。しかし、何といっても問い詰めていくと、最後まで徹底抗戦できなかった理由は、思想的な弱さにある。この思想的な弱さとは何であるか。指導部の解体過程で、それに代る新しい指導者が次々と生まれ、信州の方へ転戦していくわけですが、その信州の方へ転戦していった人たちの思想の中に、最後にどんな理想、幻想が渦巻いていたのかということも、これと対照して研究しなくてはなりません。

こういうふうに見てきますと、この事件の全貌、概要というようなものも直ちに、民衆思想の体質と関わりあっていることが、お分かりになったと思います。それでは若干のエピソードから初めてみましょう。

三 底辺での思想の闘い

それでは、まだ健在であった千余の部隊を置いて逃げてしまった総理田代栄助、この人物は、その後、秩父の民衆の中でどういうふうにいわれていたか、私が調べたものでは、そのあと民衆レベ



Ⅲ-3 官権と戦う困民軍（戸井昌造画文集『秩父』より）

怒ったという証言があります。しかし田代が死刑になるとなれば違う。井上伝蔵は潜行して、三十五年間行方不明である。あの時の幹部のことを考えてみますと、甲大隊長新井周三郎は死刑、乙大隊長飯塚森蔵も潜行三十五年、これは去年ですか、北海道の釧路のすぐそばにある白糠の炭崎というコタンで、森蔵はアイヌ部落でかくまわれたまま死んだということが、ほぼ確認されている。本当に文書で証明されておりませんが、ほぼ推定されている。それでは、伝令使坂本宗作はどうだったかというところ、これはもう死ぬつもりですから、戒名まで書き込んだ鉢巻きをしめて出た。坂本は後に信州まで転戦し、死刑であります。大野苗吉という甲副大隊長は、今の児玉町のすぐ手前にある金屋という所で、二時間に近い撃ち合いや白兵戦を演じて戦死です。そしてその死体は、円通寺という寺の裏にあるごみ捨て場の中に埋められたまま、分からなかった。今でも確認でき

ルで激烈な思想の闘いが演じられているのです。思想の闘いといっても、上つつらの大学の先生なんかやるのは、あれは闘いじゃなくて遊びなんです。あんなものじゃなくて、民衆レベルで生活を賭けた、どっちが正しいか悪いか、という闘いが演じられる。これは、大事件の後に必ず現われるものです。

その時に、田代栄助という総理に対して、あれは裏切者だ、という評価がアツという間に広がる。あいつは高利貸の家を正義のために焼き討ちするといっておきながら、大金をふところになじ込んで逃げようとしたんだ、しかも、その金はどこかに埋めたいとか、あの暴徒の指導者はみな金を持って逃げ、その後子孫が繁盛するのはそのためだとか、そうした根も葉もない噂がたくさん流された。これとの闘い、こうした暗闘こそが思想的闘いなんです。民衆レベルでの……。

こういうようにして、指導者たちを民衆道徳に照らして、反道徳的な、低俗な人間性の持ち主だというふうに進んでいくのが、民衆レベルでの、まず敵を思想的に打倒する最大の道であるわけです。

それに対してですね、「全村参加」といって、その村のほとんど大部分の者がこの暴動に参加した、例えば最初に起ち上がった風布のような村、あるいは西の入村、三品村、石間村という村々。そこでは、今でも村民は自分たちの先人のことを「暴徒」と呼び、自分のお爺さんのことを「暴徒、暴徒」と誇りを込めていっているのです。

そこで、その全村参加のような村ではどうであったか。田代栄助らの脱走を、その当時は非常に

ません。

さて、その時に、西の入村、三品村などに戦死した人間がおりますが、その人たちの遺族を訪ねると、みんな昂然たるいい方をします。つまり、ある日、僕が関根嘉兵衛という人の家に行った時、「私のお爺さん―関根嘉兵衛は、金屋の戦鬪で死んだのですが、死ぬまえに右腕を切り落されてい」と、おそらく白兵戦の時でしょう、そして円通寺の野戦病院に運び込まれて治療されようとした時に、「治療には及ばん」と俺の爺さんはいい、さらに『その右腕をかせ、枕にして死ぬから』といい放った」と。これはちよつと話しができすぎますが(笑)。それにしても、このように遺族がいえるということですね。これは大変なことです。そしてさらに、自分の爺さんは暴徒だから、天皇制政府が安泰であった戦前は、お墓に行くこともできなかった。そこで私は、というのはその孫がですね、大正何年かにひそかに円通寺に出かけて行って、裏のごみ捨て場の土を家に持ち帰えつて来て墓にしたと、そういつてました。そこで、こういう人たちの思想性というのも、また別に考え直さなければならぬ。

ところで、そういう全村参加の風布や三品村、西の入村などの農民戦士たち、それとその遺族たちの中には、田代栄助、革命軍の総理であり途中から指導部を解体してどこかへ逃げ、逮捕され、処刑されて死んだ、この人に対して非常に優しい感情がある。

これはですね、私たちの調査チームの一人に若狭蔵之助さんという小学校の先生がいるんです。その先生が去年、当年九十九歳の、まだ生きていると思うのですが、田島近蔵さんというお爺さん

に会って、聞いた話によるのです。この人は、子供の時に秩父事件を見ているわけです。月のすごい晩で、暴徒が走るとそのほこりが白く舞い上がる、月明かりが良いので、キラリと光かる銃口、鎌の穂先、抜刀した刀身、そういったものをはつきり憶えている人なのです。それに寒いんです。秩父の初冬は四時半ごろになると暗くなる、深い山あいですからね、日の沈むのが早い。もう紅葉は散り敷いている。そうした枯れ草の上を、黙々とわらじ履きの暴徒たちが進んでいく、というような情景を、目の前に見ているように話すわけです。

この田島老の話の中で、次のようなことが明らかになった。その人は秩父暴動に対して、非常に勇壮活発な口説き、ちよぼくれ節とか説経節みたいなものを全文憶えていて、若狭さんの前で唄ってくれた。これは長い年月の間、天皇制が健在であった時代は絶対に唄うことができなかった。治安維持法でやられますからね。これは、そういう反動的な唄で、田代栄助を英雄としてたたえるという口説きだというんです。

ところで、私が秩父について古文書などで調べた口説き節というのは、ほとんど田代栄助ら指導者を、暴徒、かつ払い、すり、盗人、破壊者、人殺し、などと罵っているものばかりで、あんな奴らに煽動されたお前たちは愚かだ、そんな手に乗るんじゃないぞ、お上はお前たちを親のような情深い心で見守ってくれるんだ、そのお上のいう事をすなおに聞いていれば、必ずこれから先、世の中は泰平に、お前らのくらしも楽になるぞ、というような説経節が大部分なのです。

ところが、それに対して田島老人は、全然ちがう革命のヒロイズムのようなものを唄い上げた口

説きを暗誦していた。そしてそれを、若狭さんに唄ってくれたというわけです。

へ 秩父暴徒は吉田を出でて

もはや小鹿野に乱入いたし

田代栄助このときこそは

台に立ちたるその勇ましき……

すると、この二つの思想はですね、当時においては迫中した力で火花を散らしておった。その後、ある理由で、ある段階から、片方が闇の中に追い込まれ、片方が通俗道徳として、当時の民衆意識を縛ってしまう。やがてその民衆意識は心の中深くに入り込んで、自分で自分を縛る「内縛の論理」に変わり、革命思想は逆に暴逆の思想、反道徳的思想というふうにいなくなるめられてしまうのです。これは何も、同志社大学の教授のような者がいなくなるめたわけではなくて、民衆の中で民衆を逆に秩序づけようとした連中が、このようにして秩父蜂起のあの革命的思想を葬っていったのです。

民衆思想史にはこういった暗黙の闘いがずっと続いているのです。そして田島老人が、今、生きてそれを伝えているということは、その闘いがまだ決して終わっていないということを示しているのです。

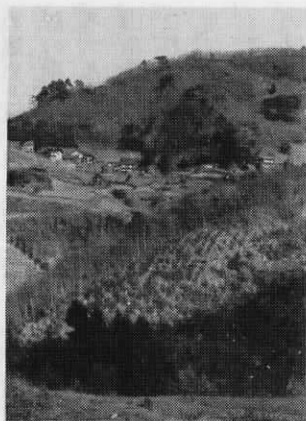
四 風土と共同体と……

さて、その田島老人に関連して、風布の集落について説明しておきます。

風布というのは、幾つもすりばちを伏せたような山に、はち巻きをするようにして道がある、秩父の中では例外的な山上集落なんです。普通は、吉田村でも石間村でも、山と山のへっこんだ谷間に位置しています。ですから、三時か四時になると日が陰ってくる。冬などはすごく寒いのです。もう今ごろ行きますと、日は三時半ごろで陰り、四時には暗くなってくる。「山影情念なんて、ロマンチックなことばを作った人がいますが、まったくその通りなんです。そういう所から、鬱屈し

たストレスが爆発し易いと解釈している人もいます。

ところが、風布は逆です。空に向って尖っているんです。すでに山影は真暗になっているのに、風布の頂だけは残光に輝いている。その風布の輝いている突端の一番高い所に、さっきいった大野苗吉の家がある。そのすりばちの上のほんの狭い所、そこに段々畑のように作った、まあ一町歩か七、八反かを経営して大野苗吉がいた。この大野苗吉は、金屋の戦闘の時、官軍に向って進



III-4 風 布 村

め進めと叫んで抜刀を振りまわしていたという勇者ですよね。近衛第三大隊の兵士と激戦した甲大隊の副大隊長、そこで戦死した人物です。蜂起に立ち上がった時、「天朝さまに敵対するから加勢しろ」といったというので有名ですが……。これはまさに、山影情念型ではなくて、天空に突出した山頂集落、僕はあえて山上集落と称しますが、その山上集落型の尖った民衆意識を表明している。これは、天と地と我との三点が、くつきりと浮び上がるような非常に個の強い、個というものが非常に強靱な輪郭をもったまま結集している集落なんです。

ここでおもしろいのは、風布村をもつと分析していくと、そこには耕地共同体といわれる小地域の家のかたまりがたくさんあります。普通秩父では、山間部で十軒ないし十五軒ぐらいがひとつにまとまり、平場に段々降りてきますと二十軒から三十軒くらいが寄り集まって、これがひとつの共同体をつくるのが普通です。これは村ではありません、村の中の小字こざというようなものにあたる。これは生活共同体であり運命共同体であって、その中から四戸も五戸も抜け落ちますと、村の農業経営が成り立たなくなるような緊密な構成をもった集団であります。このことの内容については、昨日の森山先生のお話で、おそらくみなさんもお分かりになっていると思います。

それで、そういったような共同体が、風布の場合には極端に小さく、三戸とか五戸でひとつの「耕地」を形成している。だからおもしろいのは、大野喜十郎とか大野福次郎、大野長四郎とか、同じ部落から一人でも犠牲者を出したら、その家の畑を生き残った者がですね、普通六時から起きて耕せば間に合うものなら、四時に起きて耕してやる。喜十郎が南佐久で戦死した、すると生き残って

獄から帰ってきた隣家の福次郎が、毎朝息子と共に四時に起きて、まず喜十郎の畑を耕した。日が暮れば、薄明の中を喜十郎の麦を刈ったという。そういう形の生活の支え合いを、共同体は果していたのであります。しかもそれが、自立的な毅然たる風土の中で培われてきたのですから、非常に強力な人間形成という点にもプラスに作用している。

実は、坂本という老人が風布の上の方にいまも生きてて、僕らはまだその家を調査してはいないのですが、その坂本老人の話の中にも、いろいろな伝承が生きているようです。

田代栄助を、泥棒だ、かっぱらいだ、裏切りだと批難する者もいるが、この風布の人間は田代が熊谷で処刑され遺体いしとなつて帰つてきたとき、村中の者が峠に集まり、若者が峠の下まで彼のなきがらを迎えに出て、その遺体をかかわるがわる背負つて登つた。人びとは、涙ながらに手から手へ一人づつ田代の体を渡して通してやった、そういう話を残してくれている。その優しい感情はどうでしょう。

ある指導者がいた、途中で脱走し捕つて死刑になつた。みんなはそれを、まるで悪徳人間のようという。ところが、その指導者にもっとも裏切られたはずの、最後まで徹底抗戦して多くの犠牲者を出した風布の人びとは、その指導者を優しく抱き取っている。そして、涙しながら、自分の手から手へ渡し風布の村を通して。これは真実その通りであったかどうかは確認できない。だけれども田島老人や坂本老人、今の村人の話の中に語り継がれ生きているのです。僕は、この優しさというものの中に、田代栄助の脱走を乗り越えている人民的な思想があつたのだということを直感す

る。

それはいったい何であつたろう、そういう深い所にメスを入れていくのが、本当の思想史というものであろう。中江兆民が、フランスのどの本のどれだけの部分を、どれほど正確に訳したかなんて、そんなのは僕にはどうでもいい。まあ、どうでもいいって言い切つたら桑原武夫に怒られますけれども(笑)、そういうのは桑原武夫らに任せておけばよい。われわれはそうではなくて、もつとなぜ脱落者を背中に背負い、手から手へ涙しながら送っていくか、そこに込められた無量の想い、万斛の思想をすね、解き明かしていく、こちらの方がよほど重大な仕事だと思つたのです。われわれが民衆思想史ということを主張しているのは、そういう意味があつてのことだということを、どうか解つてください。

五 民衆の基本的意識

私は、まず共同体の中には人民の生存の権利に関する、言葉によつて表現されなかつたかもしれません、断固たる基本意識があつたと思う。これは、人民がひとつの緊密な生活共同体、地縁性・血縁性を含んだ運命共同体を結成して、何百年間も闘いながら生き続けてきた所産です。これを自然村という言葉でいう人もいますが、よくいい尽していません。村というより、もつと単位は小さいもの。また、村落共同体なんてものも、ほんとうはなかつたし、あれは欺瞞です。あれは権力

が、自治を上から握るために、いかにも共同体が上部の行政機構に協力するかのごとく見せつけるための言葉です。

ほんとうは、生活共同体はすね、風布の例でもわかるように、一軒でも二軒でも抜け落ちたらその日から部落の維持がむずかしくなる、共同労働に支障がでる、めいめいの生活や経営が崩れそうになるといふ、ぎりぎりの最小単位の結束体なのです。

これは最近、一九六〇年代になつてようやく崩壊しはじめましたが、その近くまで、少なくとも一九五〇年代くらいまでは、かなりの日本における山村、農村、漁村に生きていた。これは地主制による解体、資本主義制度による解体などの、幾つもの試練を経ましたが、それにもかかわらず残り続けたのはなぜか。これを単純に、「前近代の遺物だと片づけるべきではありません。

そう見てくると、その最基底の共同体は、自らの手で治め、自らの手に生きる権利を保持し続けてきたものだ。これに対していかなる権利であろうと、外から介入して、干渉したりいじり回したりすることは不当だ、という実感や原理を持つていたのではないかと思ひます。これを現代風にいえば、人民が基本的に生きていく自主権利の感覚である。田中正造が見事にいいあてたような人民の基本的生存権、この何びとによつても侵すことを許さない人民の基本的な生存の権利を保障し、それを拡大し組織化するのが政府・国家の任務であり、それに抵触するような政府・国家は存在意味がないのだから打倒してもよいという、これは基本的な抵抗権の思想に通ずるものであります。

そういった小地域共同体というものは、本来です、数百年の間、権力のお世話にならないで自

立して生きてきた、自立した単位として。権力はむしろ、それを常に妨碍し破壊し利用し、搾取してきた。それに対して民衆は智慧をしばり、肩を寄せあつめて生きてきた。それは実感で互いに確認し合っていることです。その中から生まれてくる権利感、したがって「共同体」と「個」とを分離できないもの、何によつても犯されないものとしていた。だから、ある法律がその生存権と矛盾した場合、法律の方が間違いだということになる。部落の中に生きている、法、村の掟、定め、こつちの方が基本的法であり、行政が勝手に決めた法なんものは第二次的法だという見分けがある。

これをもつともよく示すのは、田中正造が谷中村―水没させられた村に九年間も頑張り抜いて、「国家すでに亡びたり」といい切っていることです。しかしこういう例は、もつと早くからあつたと思うのです。

たとえば武相困民党というのがありますが、これは私が「明治精神史」という本でかなりくわしく紹介したので、あるいはご存じの方もあられるかも知れませんが、そこに須長漣造という指導者がいた。

彼は自分の困民党が、いよいよぎりぎりのところへ追い込められたとき、武装蜂起への衝動を持つけれども、それはできない。なぜなら須長漣造が組織した困民党は、明治十七年十一月九日ですから、すでに秩父事件が完全に壊滅された後です。したがって武装闘争がすでに不可能であるという認識がある。秩父のような強大な抵抗を以てしても、あのような状態になる。そのため責任ある

指導者としては、自分の困民党に武闘を勧めることはできない。極力おさえなければならぬ。そこで、須長漣造は合法主義者だと私なども最初は信じていたわけです。

ところが須長漣造の心の底は、合法主義ではなかつたのです。その証拠に、彼の日記の中には爆弾の製造法だとか、自分の村から高崎鎮台、鎮圧部隊までの距離なんか正確に書き込まれていました。東京鎮台まで往復何里、徒歩なら何時間とか。一体何のためにそんなことを書いたのか。いざという時のことを予測して、彼は村役場の戸長でしたから、その周辺にある猟銃台帳から、村の周辺に猟銃が何丁あるかを調べていた。南多摩郡の山村には、実は約二千丁ぐらいあつたのです。彼はそれをどうしようとしたのか。しかし彼は、その猟銃を手にとれとはいわない、いえないのです。秩父事件はもう終わっている。すでに勝負がついていたのです。

そのころ、須長は、これはおそらく裁判官宛に書いた嘆願書の下書きであろうと思うのですが、その中にこういうことを記している。今、人民が悪徳高利貸し、金融資本、それからそれを擁護する警察官たちによつて、ぞくぞくと倒されていく。つまり、「実ニ人民ヲシテ債主者ノ権利ニ蹂躪セラルル形状」^{（たまたま）}「恰モ地上ニ蟻ノ倒ルルニ勢鬻タリ」と。次に判官閣下と書いていますが、まあ、人民にとつてみれば、公正な第三者の立場をとると幻想されていた裁判官にいつてるわけ。「判官閣下宜シク人民ノ痛心ヲ」^{（たまたま）}「人民のこの痛い心をすね、これを「法律ノ正面ハ曲ゲテモ細民救助ノ」^{（たまたま）}「困っている人民の救助の」^{（たまたま）}「御沙汰成被」^{（たまたま）}「下置候様、偏ニ奉憫願候也」。裁判官に向つて、法律の正面は曲げてともいふんです。裁判官というのは、法学部の教授によると法律は絶対に曲げてはいけないそ

うです。ところが人民によると、法律の正面は曲げて、人民は今生存権のぎりぎりにある、これを何とか救助するという御沙汰を下してくれと嘆願している。

もつとも、これは下書きです。提出しても無駄だということは百も承知で書いてるにちがいない。その証拠に、彼は裁判官に対する幻想を持っていないんです。なぜ幻想を持たないか。それはやはり、秩父事件が示した教訓であるわけです。いかに人民が背後から切りつけられるかということ、事実によって示した、そのことを須長漣造は知っていたからです。

ここで僕が注目するのは、法律の正面というものと、人民の痛心、人民の生きる権利、というものを対立させて考えていることです。どちらかを選ばねばならぬ場合には、人民の生きる権利を優先させて、法律は曲げるべきであるという解釈です。これはみなさん、合法主義ですか、合法主義じゃないじゃありませんか。合法性を越えろという思想ですよ。このことを体でもって主張したのは、幾多の民権家や田中正造たちです。人民こそが法の根源である。国家は人民に服務すべきものであって、たとえ国家が決めた法といえども、人民の根本法に抗することはできない、という田中正造の国家滅亡論は、その基本軸の展開なのです。その基本軸とは何か。私は、一千年近く続いた封建制の中で、自衛の根拠地ともいうべき集団を形成し、人民が自ら自立して自分の生活を守ってきた、その何百年かの歴史の間に打ち固められてきた実感であろうと思うのです。

さらにこれは、もつと温和な私たちで民権論を展開した、千葉卓三郎などという五日市憲法の起草者の考えの中にもあらわれています。最近、高等学校の教科書にまで載るようになったので有

名になりましたが、その千葉卓三郎という小学校の先生が、彼の憲法草案の中にこういう一条を加えている。地方自治権を規定した所です。「府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ル者ナルガ故ニ必ラズ之ニ干渉妨害ス可ラズ其権域ハ国会ト雖モ之ヲ侵ス可ラザル者トス」(第七十七条)。地方自治の基本権は、国会といえどもこれに干渉してはいけないと規定している。国会というのは、国民主権を代表する最高の立法機関である。ところが、その最高の立法機関といえども、地方自治の権域を侵してはならないといっている。こういう規定は条文としては未熟であります。しかしそこには、やはり自治権に対する現代の認識とは違う意味が込められているんだということです。こういうような原点の問題、これをわれわれは、明治の幾つかの民衆騒擾事件の中で垣間見させられるわけです。これは後で、もう少し民権論を構造的にとらえる場合の問題としてとっておきます。